

平成 30 年 3 月 6 日

青木村議会議長 喬掛 計三 様

青木村議会運営委員会  
委員長 小林 和雄

青木村議会基本条例の検証について（答申）

平成 29 年 9 月 8 日付で当村議会運営委員会へ諮問された標記の件について、別紙のとおり答申いたします。

記

別紙のとおり

以上

| 青木村議会基本条例の検証結果          |  |    |  |
|-------------------------|--|----|--|
| 条項・主な条文内容               |  | 評価 | 評価の理由・意見等  |
| (目的)<br>第1条             | ・議会基本条例の目的を規定  | /  | /  |
| (議会の活動原則)<br>第2条        | ・条例等の見直し<br>・常任委員会等を原則公開<br>・議会での審議資料提供                                    | ○  | 適時適切に条例等の見直しを行なっている。本会議のほか、常任委員会、特別委員会等について、原則公開している。議会傍聴者へは審議資料を閲覧していただいているが、今後傍聴者からの希望により配付することも検討する必要がある。                             |
| (正副議長の選出)<br>第3条        | ・原則投票による選出   | ○  | 議長及び副議長の選出は投票により実施している。  |
| (常任委員会の委員外議員の出席)<br>第4条 | ・常任委員会へ委員外議員が出席できる規定等  | /  | /  |
| (議員の活動原則)<br>第5条        | ・議員間での自由な討議<br>・日常の調査及び研修活動<br>・村民への説明責任                                   | ○  | 毎月1回開催している議会全員協議会において、議員間で自由な討議を行なっている。常任委員会において、年1回以上の視察研修を行うとともに、各議員において調査・研修を実施し研さんを積んでいるが、議員各自の議会活動については村民への説明責任を果たすために、更なる努力が必要である。 |
| (情報公開及び広報)<br>第6条       | ・議会報を定例会毎に発行<br>・必要に応じて臨時議会報を発行  | ○  | 定例会毎に議会報を発行し、必要に応じて臨時議会報を発行し、全戸配付している。また、議会報は村ホームページへも掲載することにより、議会活動を広く情報提供するよう努めている。  |
| (村民の参加及び交流)<br>第7条      | ・住民懇談会の年1回開催<br>・議会報告会の年1回開催<br>・研修会等への積極参加                                | ○  | 住民の声を行政に活かすため、年1回の「住民懇談会」と「議会報告会」を開催している。また、「長和町議会」と「筑北村議会」との懇談会を、それぞれ年1回開催し、研修及び情報交換することを通じて、議員の資質向上に努めている。また、各種研修会にも積極的に参加している。        |
| (村長等との関係)<br>第8条        | ・事務執行の監視、評価及び政策提言の実行<br>・質疑応答は一問一答方式<br>・一般質問は、一括質疑方式または一問一答方式<br>・村長等の反問権 | ○  | 議会において、予算、決算、議案等の審議、質問等を行なうことにより、事務執行の監視、評価、また必要に応じて政策提言を行なっている。一般質問は、一括質疑方式または一問一答方式により行なっているが、質疑応答は一問一答方式で行なっていない場合もある。                |

| 青木村議会基本条例の検証結果            |   |    |  |
|---------------------------|---|----|--|
| 条項・主な条文内容                 |   | 評価 | 評価の理由・意見等  |
| (議会審議における論点、情報の形成)<br>第9条 | ・計画、政策、事業等に対する村長からの説明<br>・予算及び決算における村長からの政策説明 | ○  | 議会は、村の計画、政策等について政策水準が高まるような議論を行なうために、政策の決定・提案に至る過程が明確になる情報と説明を求めている。予算、決算の審議に当たって、政策説明資料を求めている。                            |
| (議会の議決事項等)<br>第10条        | ・議会の議決事項について規定                                |    |  |
| (議会事務局の整備)<br>第11条        | ・議会事務局(専任)の整備                                 | △  | 当分の間は、職員の兼任等を考慮することとしてきたが、事務局としての業務量が増えてきており、専任職員の設置が必要な時期に来ている。   |
| (調査機関)<br>第12条            | ・必要に応じて議決により調査機関を設置することができる規定                 |    |  |
| (議会サポーター)<br>第13条         | ・村内外から自主的な協力を募り、協力を得ることができる規定                 |    |  |
| (議会図書室)<br>第14条           | ・議会図書室の設置、整備<br>・村民、職員の利用                     | △  | 議員控室を議員図書室としても設置しているが、蔵書の充実はなかなか進んでおらず、村民や職員の利用もほとんどない状態である。   |
| (議員の資質向上)<br>第15条         | ・定期的な議員協議会や議員研修会の開催                           | ○  | 毎月1回、議会全員協議会を開催している。周辺町村である筑北村議会と長和町議会と、それぞれ年1回の議員研修会を実施している。また、上田地域市町村議会議員研修会や県町村議会議長会主催の研修会等へ積極的に参加し、政策形成や立案能力の向上に努めている。 |
| (議員定数と改正)<br>第16条         | ・現状と将来予測等を考慮<br>・村民の広い意見を聴取<br>・率先して議員が提案     | ○  | 現在は適正な議員定数であると判断しており、減員する要素はないと考えているが、今後改正を検討する際は村民から広く意見を聴取するとともに、村の現状と課題、将来予測や展望等を十分に考慮することとする。                          |

| 青木村議会基本条例の検証結果    |                                     |    |   |
|-------------------|-------------------------------------|----|---|
| 条項・主な条文内容         |                                     | 評価 | 評価の理由・意見等   |
| (議員の倫理)<br>第17条   | ・良識と責任感を持ち、村民の負託に応える                | ○  | 議員各自が倫理性を自覚したうえで、良心と責任感を持って行動し、村民の負託に応えるよう努めている。  |
| (議員報酬と改正)<br>第18条 | ・現状と将来予測等を考慮<br>・村民の広い意見を聴取         | ○  | 議員各自の活動が多岐に渡ってきており、政務活動費の創設を求める意見も一部から出てきている。今後、議員報酬の改正を検討する際は、単に他町村議会議員との比較にとどまらず、議員のなり手不足解消を目指し、若者をはじめ住民に魅力ある職業として議員を目指していただくためには、どのような方策が必要か時間をかけて幅広い観点から調査・研究を行なったうえで、村民への丁寧な説明を行ない意見を聴取するとともに、村の現状や将来展望を踏まえて総合的に検討していくこととする。 |
| (最高規範性)<br>第19条   | ・最高規範性の実行(他の条例を改正等する場合、本条例との整合性を確保) |    |   |
| (予算措置)<br>第20条    | ・本条例の履行に必要な予算について、村長と協議             |    |   |
| (見直し)<br>第21条     | ・本条例の検証<br>・必要に応じて検討のうえ見直し          | ○  | 昨年5月の議会議員一般選挙による改選後、議長からの諮問を受けて議会運営委員会が検証作業を行なっている。   |

備考：評価欄は三段階とし、○、△、×の何れかを記入。

検証することが適當ではない条文については、評価欄及び理由・意見欄を「斜線表示」にしています。